

2020年2月17日

リバーホールディングス株式会社

代表取締役社長執行役員 松岡 直人

問合せ先：管理部

証券コード：5690

<https://www.re-ver.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループ（当社及び当社子会社をいう。以下同じ。）は、金属スクラップ及び廃棄物を取り扱う事業者として、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、あらゆるステークホルダー及び社会に対する責任を果たすべく、企業価値の持続的な向上のため、経営の健全性、透明性及び効率性に加え、企業活動における企業倫理と法令遵守に基づく行動を最も重要かつ上位の行動規範と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めてまいります。

さらに、当社は金融商品取引所の規定する「コーポレートガバナンス・コード」に賛同し、その理念や原則の趣旨・精神等を踏まえた様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの強化に努めていくことを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則 1-2 株主総会における権利行使】

補充原則 1-2-4

当社は、機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や情報提供が必要と認識しております。株主構成における海外投資家の比率等の状況に応じて、英文による情報提供を検討してまいります。

【原則 3-1 情報開示の充実】

補充原則 3-1-2

当社は、機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や情報提供の重要性を認識しております。今後、株主構成における海外投資家比率等の状況に応じて、英文による情報提供を検討してまいります。

【原則 4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則 4-1-3

当社は、代表取締役の後継者計画の策定・運用は重要な課題と認識しており、次期代表取締役や新任取締役候補者の選定のために、指名委員会を設置する手法を含め、慎重に同計画の策定・運用を検討してまいります。

【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】

補充原則 4-8-2

現在、当社の独立社外取締役は 2 名であり、当社及び経営陣からは双方に対して直接に適宜適切な情報提供等を行っており、また監査役会等とも緊密な連携を保てる人数であることから、現時点においては、筆頭独立社外取締役を選任することは馴染まないと判断しております。

【原則 4-10 任意の仕組みの活用】

補充原則 4-10-1

当社は、独立社外取締役 2 名及び代表取締役 1 名で構成される報酬委員会を設置しており、取締役の評価及び報酬を決定しております。また、当社は、今後、独立社外取締役をその構成員に含む指名

委員会の設置も検討してまいります。

【補充原則 4-11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

原則 4-11-3

当社の取締役会は毎月開催され、取締役会規程等にしがった運営がなされ、重要事項の承認決議及び報告が適宜適切に行われております。また、原則として、取締役会開催日の3営業日前までには社外取締役・社外監査役を含む全役員に対し、取締役会資料の送付及び必要に応じた説明がなされております。上記のとおり当社取締役会は実効的に運営されているものと判断しておりますが、今後も、取締役会の実効性をより高めるため、外部機関の助言を得る方法も含め、その実効性を分析・評価していく方法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4. いわゆる政策保有株式】

< 政策保有株式に関する基本方針 >

当社は、原則として政策保有株式を保有しない方針であります。ただし、対象先との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受などが図られ、対象先及び当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合において、限定的に保有しております。

< 政策保有株式の議決権行使の基準 >

政策保有株式の議決権行使に際しては、発行会社の中長期的な企業価値の向上、当社株主の利益の向上に資するかどうかを基準として、議案の内容を精査した上で、行使しております。

【原則 1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者取引管理規程を定め、該当取引については、取締役会での決議を必要としております。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、有価証券報告書等で開示しております。当社取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合には、取締役会で報告をもとめる等、当社及び当社株主の利益を害することのないよう、体制を整えております。

【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金については、委託先の基金に対し、当社取締役1名を当該基金の理事として派遣し、運営に関与させており、運用状況の確認・モニタリングを行っております。

【原則 3-1. 情報開示の充実】

- () 当社は、グループの企業理念を当社ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。(<https://www.re-ver.co.jp/company/philosophy.html>)
- () 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、「1-1. 基本的な考え方等」をご参照ください。
- () 当社は、報酬委員会規程を定めており、取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬枠内にて、独立社外取締役2名及び代表取締役1名を構成員とする報酬委員会で決定いたします。
- () 当社は、取締役選任においては、当社の企業理念、経営戦略等に対する理解、ふさわしい人格・見識を備え、取締役に相応しい豊かな経験を有し、経営判断能力があり、かつコンプライアンスに対する十分な理解を備える方を候補とし、株主総会で承認をいただくものとします。
監査役の選任においては、ふさわしい人格・見識を備え、監査役に相応しい豊かな経験及び十分な専門知識等を有し、かつコンプライアンスに対する十分な理解を備える方を候補とし、株主総会で承認いただくものとします。
- () 各取締役の選任理由については、株主総会参考書類に記載しております。なお、社外取締

役の選任理由は、本報告書の「 4.1.【取締役関係】会社との関係(2)」にも記載しております。各監査役の選任理由については、株主総会参考書類に記載しております。なお、社外監査役の選任理由は、本報告書の「 4.1.【監査役関係】会社との関係(2)」にも記載しております。

【原則 4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則 4-1-1

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項及び経営上の重要事項については、取締役会決議事項としております。それ以外の業務執行の決定権限は、職務分掌及び権限規程に基づき代表取締役及び業務運営組織の長に委譲されております。なお、グループ会社に係る事項のうち、一定の金額を超える設備投資等の事項については、経営会議の決議に委譲されています。経営会議は、当社代表取締役社長が議長となり、当社常勤取締役、当社常勤監査役、主要子会社社長及び当社執行役員等で構成されております。

【原則 4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたっては、会社法及び東京証券取引所が定める基準に基づき、選任しております。

【補充原則 4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則 4-11-1

当社の取締役会は、取締役 5 名のうち 2 名が社外取締役となっており、企業規模、経営判断の迅速性及び実効性等を踏まえた人数及び構成となっております。当社の取締役は、当社内外を問わず、当社の経営理念、経営戦略等に対する理解、ふさわしい人格・見識を備え、取締役に相応しい豊かな経験を有し、経営判断能力があり、コンプライアンスに対する十分な理解を備える方の中から選任されております。

補充原則 4-11-2

当社は、独立社外取締役候補者及び独立社外監査役候補者の決定にあたり、他の上場企業の役員兼務状況などが合理的な範囲であり、各候補者が当社独立社外役員としての役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。

当社は、取締役候補者・監査役候補者及び取締役・監査役の重要な兼任状況を株主総会参考書類及び事業報告において開示してまいります。また、社外役員の重要な会議への出席状況及び発言の状況についても、事業報告における社外役員に関する事項において開示してまいります。

【原則 4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則 4-14-2

当社は、取締役・監査役がその職務を遂行する上で必要とする知識の習得機会を積極的に提供することをその基本方針としております。社内に外部講師を招いて専門的な知識を習得する機会を提供するとともに、必要に応じて外部機関主催のセミナー等への参加も奨励しており、機会の提供及び費用の支援を行っております。また、子会社及び関連会社事業所への視察、事業活動に関する報告、コーポレート・ガバナンスの状況についての説明等も適宜実施しております。

【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画部を IR 担当部署としております。同 IR 担当部署を主管部署とし、適時適切に、株主や投資家に対する決算説明会等を開催し、株主の要望に応じた対話促進の体制整備・取り組み等を進めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ベステラ株式会社	2,500,000	14.60%
リバーグループ従業員持株会	1,706,450	9.96%
鈴木 徹	1,050,000	6.13%
鈴木 孝雄	1,000,000	5.84%
株式会社エンビプロ・ホールディングス	540,000	3.15%
東京鐵鋼株式会社	513,800	3.00%
中田 光一	411,600	2.40%
鈴木 雄二	370,050	2.16%
佐々木 規夫	338,500	1.98%
鎌田 英彦	291,500	1.70%
鎌田 俊哉	291,500	1.70%

支配株主名	-
-------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	-

補足説明

-

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 第二部
決算期	6月
業種	鉄鋼業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

-

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

・経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
井上 利夫	他の会社の出身者												
戸田 博史	他の会社の出身者												

- 1 会社との関係についての選択項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 利夫		-	井上利夫氏は、海外法人の経営経験を有するなど経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、当社の株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと認識しており、独立役員に指定しております。
戸田 博史		-	戸田博史氏は、上場企業の経営に携わる等、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験を有しており、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、当社の株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと認識しており、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	有 / 報酬委員会
----------------------------	-----------

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			該当なし			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
-	-	-	-	-	-	-

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	-	1	2	-	-	社内取締役

補足説明

-

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	上限の定めはない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査方針において、監査役・会計監査人・内部監査室と相互の連携を密にすることとしております。監査役は期初に監査計画を作成し、監査結果報告を随時行っております。また当社は、内部監査部門として、社長直下の部署である「内部監査室」を設置しており、常勤監査役は内部監査室から定期的に報告を受けるなど、同室との情報連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩田 定廣	他の会社の出身者													
大村 扶美枝	他の会社の出身者													
大寄 康弘	他の会社の出身者													

- 1 会社との関係についての選択項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田 定廣		-	岩田定廣氏は、金融機関等における長年の経験から、財務会計や内部統制等に係る幅広い知見を有し、また、公認会計士としての高度な専門知識も有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、当社の株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと認識しており、独立役員に指定しております。
大村 扶美枝		-	大村扶美枝氏は、弁護士として、企業法務に関する豊富な知識と高い見識を有しており、また、上場企業の社外取締役としての経験も有していることから、その専門知識及び経験等を当社の監査体制に生かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、当社の株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと認識しており、独立役員に指定しております。
大寄 康弘	○	-	大寄康弘氏は、国家公務員として法律を専門とする業務に長年従事されていたことから、法令全般に対する豊富な知識と高い見識を有していることから、その専門知識及び経験等を当社の監査体制に生かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、当社の株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと認識しており、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

-

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、固定の基礎報酬と変動の業績連動報酬で構成されており、その報酬は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、報酬委員会で決定されます。業績連動報酬は当社グループ連結業績及び個別業績によって定められ、その業績の評価は、売上高、営業利益、経常利益等の経営指標とともに、業績への寄与度、貢献度等も加味して総合的に行います。なお、社外取締役の報酬は、業績連動報酬を設けず、固定額の基礎報酬のみで構成しております。

ストックオプションの付与対象者	-
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

-

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしておりません。
------	------------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、固定の基礎報酬と変動の業績連動報酬で構成されており、その報酬は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で報酬委員会により決定されます。
 基礎報酬は各取締役の役職毎に定められた固定額とし、業績連動報酬は当社グループ連結業績及び個別業績によって定められ、その業績の評価は、売上高、営業利益、経常利益等の経営指標とともに、業績への寄与度、貢献度等も加味して総合的に行います。なお、社外取締役の報酬は、業績連動報酬を設けず、固定額の基礎報酬のみで構成します。
 報酬水準については、外部専門機関の調査データ等を勘案して決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、経営企画部で行っております。要望に応じて、補助者を付け、業務を補佐する体制としております。また、取締役会の議案等については、事前の検討時間を十分に確保するため、原則として、取締役会開催日の3営業日前までには配布することとしており、必要に応じて事前説明も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 取締役会 >

当社の取締役会は、取締役 5 名(内、社外取締役 2 名)で構成されており、原則として毎月 1 回開催しております。取締役会は、当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。取締役会には、監査役 3 名も出席し、その職務執行は法令等に抵触するかどうかの確認を行うとともに、必用に応じて意見を述べております。

< 内部監査及び監査役監査 >

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役 3 名(うち 1 名は常勤監査役)で構成されております。監査役会は毎月 1 回開催されており、監査の方針、監査計画、監査結果報告等につき協議するとともに、監査に係る情報を相互に共有しています。

監査役は株主総会や取締役会へ出席する他、常勤監査役においては社内各種会議に積極的に参加し、管理体制や業務の遂行など会社の状況の把握に努めております。また、監査役会は代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換し、意思疎通を密に図っております。

また、代表取締役社長の直下に内部監査室を設置し、当社グループの内部監査を行っております。内部監査は業務監査、内部統制監査及び特別監査で構成されており、内部監査計画書に基づき当社及びグループ会社に対して監査を実施しております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は相互の緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行っており、監査機能の充実に努めております。

< 社外取締役及び社外監査役 >

社外取締役には、上場企業の取締役経験者や海外企業の代表取締役経験者を迎えることにより、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。社外監査役 1 名は上場会社の監査役経験者であり、もう 1 名は弁護士かつ上場会社の社外取締役経験者であり、さらにもう 1 名は法律職の国家公務員経験者かつ弁護士でもあることから、それぞれの専門的視点から当社の監査を行いうることが可能であり、その役割に見合う監査を行っております。

< 経営会議 >

当社では、常勤取締役 3 名、執行役員 4 名及び主要子会社社長 2 名等で構成される経営会議を設置しております。代表取締役社長が議長となり、原則として月に 1 回会議を開催し、事業運営にあたって諸事項に関する報告・審議及び決定を行っております。同会議においても、常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

< 責任限定契約 >

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は同法第 425 条第 1 項に定める「最低責任限度額」としてしております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による適正な経営管理を確保しつつ、監査役会による経営チェック機能を活用するために、監査役会設置会社を採用しております。

また、ガバナンス機能を十分に発揮するため、業務の執行と一定の距離を置いた独立社外取締役を複数名選任しており、このような体制は取締役会による独立かつ客観的な経営監督の実効性確保に資するものと考えております。また、監査役会は独立社外監査役のみで構成されており、取締役会における意思決定の適法性・違法性等について独立かつ客観的な監査が実施できるものと考えております。

これらに加えて、執行役員制度を採用し、意思決定(取締役会)と業務執行を分離することにより、適切な経営管理と効率的な業務執行の両立を図るとともに、常勤の取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、一定の重要事項について審議しております。

・株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することが重要と考え、招集通知の発送を法定期日よりも前に発送することとしております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であることから、株主総会集中月を避けた開催が可能となっております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、海外投資家比率を検討しながら招集通知の英文での提供を検討してまいります。
その他	-
実施していない	-

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	開催していく予定であります。	無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	開催していく予定であります。	有
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討してまいります。	有
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内のIR サイトにて、決算資料(決算短信、説明資料)や適時開示資料等のIR 情報を掲載しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	
その他	-	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	当社は、適時開示規程において、ステークホルダーに対する情報開示の方針等

ステークホルダーの立場の尊重について規定	を定めております。今後、よりステークホルダーの皆様へ資する規定にしていくべく、検討してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、正確かつ有用な情報を適宜適切に開示することが重要であることを認識しており、当社ホームページ等を通じて情報提供等を行っていく方針です。
その他	-
実施していない	-

・ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制」（いわゆる「内部統制システムの基本方針」）について、取締役会で定め、当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）において社会的要請に的確に応えとともに、継続的改善を図っております。

< 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項 >

(1) 当社グループにおける取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、当社グループの取締役及び従業員が法令を遵守し、社会的良識を持って行動し企業価値向上を目的とし「グループ経営方針」及び「グループ行動規範」を制定し、周知徹底に努めています。

- ・ 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務に係る内部統制を整備、運用、評価して業務の充実を図っております。

- ・ 当社は、独立性の高い社外取締役を複数選任し、取締役の職務執行に対する取締役会の監督機能を高めております。

- ・ 当社グループは、役職員の職務権限を定め管理層の権限を明確にしております。

- ・ 当社グループは、職務分掌・決裁権限に基づき業務分担・権限を明確にしております。

- ・ 当社は、当社グループの予算編成、実績管理をはじめとする経理の管理を行っております。

- ・ 当社は、「関係会社運営規程」に基づき、当社グループ各社に対する経営を主管する部門、事業を管理する部署を定め、当該部門、部署により当社グループ各社を管理しております。

- ・ 当社は、当社グループ各社から業遂行状況等の報告を受け、必要に応じ指導、助言又は協議を行っております。

- ・ 当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施しております。

- ・ 当社グループは、「業務の適正を確保するための体制」及び「コンプライアンス基本方針」に基づきコンプライアンス体制の整備を図っております。

- ・ 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する重要事項の協議及び体制整備を行うため、内部統制委員会の小委員会としてコンプライアンス委員会を設置しております。

- ・ 当社グループにおいて不祥事が発生した場合には、内部監査室、管理部及び顧問弁護士が中心となり調査を行い、重要な事項については当社の取締役会に報告を行います。

- ・ 当社グループは、当社管理部の他、社外の第三者機関を窓口とする社内通報制度を設置しております。

(2) 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理体制

- ・当社グループは、「取締役会規程」に基づき取締役会議事録を作成、保存、管理しております。
- ・当社グループは、「稟議規程」に基づき決裁申請に関する情報を保存、管理しております。
- ・当社は、株主をはじめ広く社会とコミュニケーションを行い、適時に企業情報を積極的かつ公平に開示しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制

- ・当社は、「緊急事態対策規程」に基づき、緊急事態発生時の基本方針を明示しております。
- ・当社は、緊急事態発生時には危機管理委員会を設置し、全社的な危機管理体制の構築及び危機管理を行っております。
- ・当社は、「緊急事態対策規程」及び「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおける日常の準備、危機発生時の基本方針を明示しております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、当社グループにおける取締役の職務の効率化を推進する体制を整備しております。
- ・当社グループは、経営職位の職務権限を定めると共に、取締役会決議により担当業務及び使用人職務を定め取締役間の業務分担を明確にしております。
- ・当社は、執行役員を設置し、経営の意思決定と業務執行機能を分離すると共に、それぞれの機能を高め業務執行の迅速化を図っております。
- ・当社グループは、取締役の意思決定に基づく職務の執行の効率化を推進するため「組織規程」に基づき部門長の業務分担及び権限を明確にしております。
- ・当社グループは、社内取締役、監査役、執行役員、部長等で構成される経営会議を編成し、取締役会決議事項のうち予め協議を必要とする事項や、業務執行上の重要な意思決定に関する協議を行っております。

(5) 当社の監査役への報告、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役会に対する実効性に関する事項

- ・当社グループの取締役、監査役及び使用人は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに、所定の部門を通じて監査役に報告しております。
- ・当社の監査役は社内重要会議をはじめ全ての会議に出席できることとしております。
- ・社内の決裁申請等重要意思決定に関わる書類を当社の監査役又は監査役会に回付しております。
- ・当社グループは各社で生じた重要事項やクレーム情報が監査役に報告できる体制を構築しております。
- ・監査役を補助すべき使用人（以下「使用人」という。）は、監査役求めに応じて配置する。なお、監査役と内部監査部門との緊密な連携等、適格な体制を構築しております。
- ・使用人の人事（考課、異動）については、監査役の意見を尊重して行うものとし、取締役からの独立性を確保しております。
- ・使用人は、監査役を補助するに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとしております。
- ・監査役は内部監査室と意思疎通及び情報の交換がなされるように努めております。
- ・監査役は代表取締役、取締役、社外取締役、執行役員、会計監査人等との意見交換を適宜行い、経営上の重要情報を監査役が知得できる体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除を実践するため、「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」等を整備し、反社排除の周知徹底を図っております。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、暴力団追放運動推進都民センターをはじめとした外部専門家等との連携を図っており、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合に備え、不当要求防止責任者を選任するとともに、反社会的勢力対応部門は管理部とし、所管警察署や外部弁護士等との連携を図りながら対応することにしております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックは、新規取引先に関しては必ず同チェックを行うこととし、既存取引先に関しても定期的なチェックを行うこととしております。なお、取引先との間で締結する契約書には、反社会的勢力排除条項の規定を盛り込んでおります。

. その他

1. 買収防衛策導入の有無

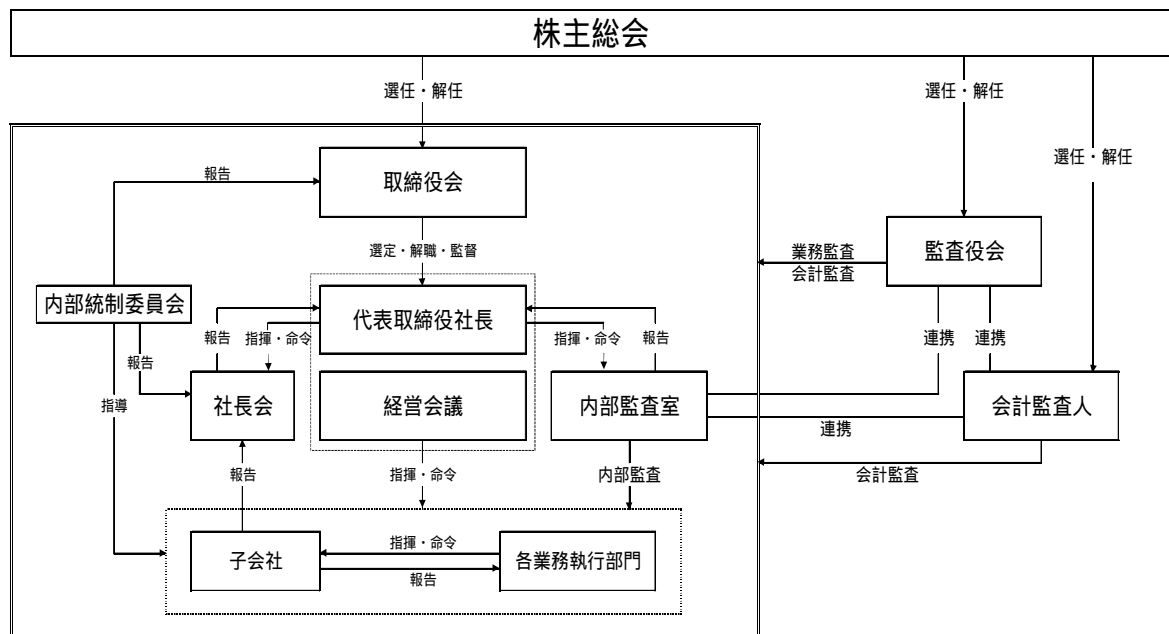
買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

-

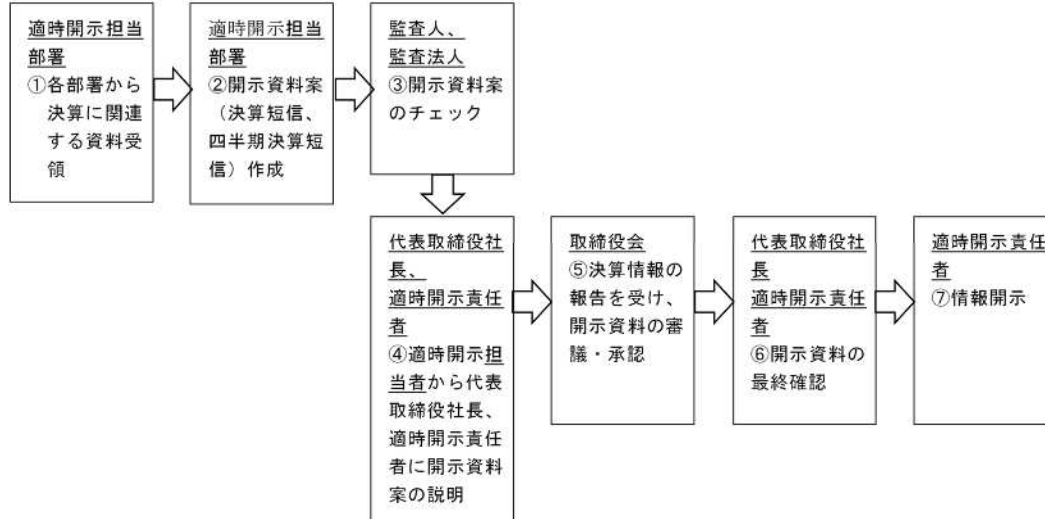
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

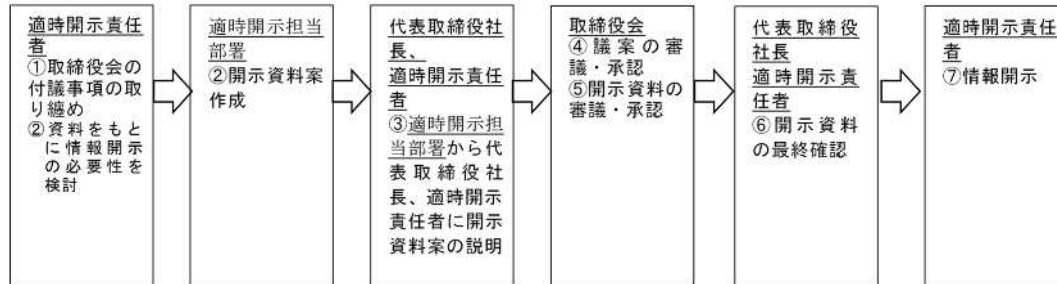


【適時開示体制の概要（参考資料）】

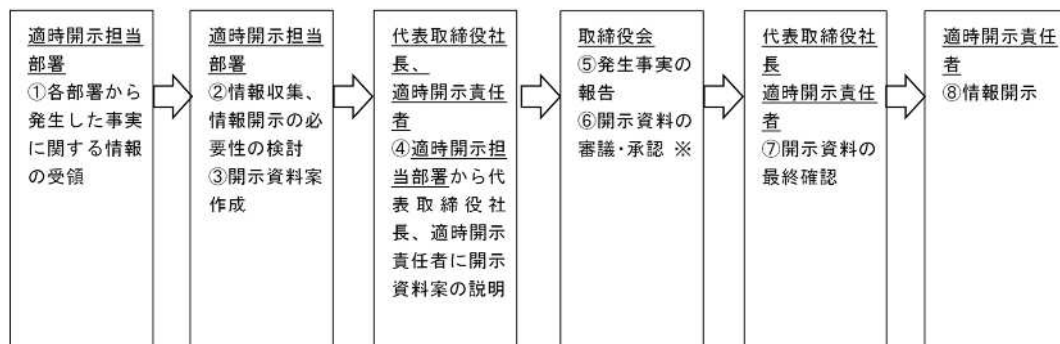
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役社長の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付